

# 補助金等検証シート

No. 6

所属	経済振興課	会計	一般	款	5	項	1	目	3	事業	11	農業振興経費
第5次総合計画施策体系	章	5	節	2	部門	1	部門名	農業				

## 1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	生駒市農家区長活動交付金								
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市農家区長活動交付金交付要綱								
(3) 補助金創設年度	平成15年	年度	交付区分 個人						
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>水稻生産調整・出荷調整、農業日誌・苗木・レンゲ・コスモス種、有害鳥獣防除資材等々に係る各種農家区内の取りまとめ、農業祭への参画、土地改良事業の立会業務等各種農政業務の協力、その他あらゆる場面での連絡調整等、行政との関わりが非常に強く、大変重要な役割を担っていただいている。</p>								
当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)									
(5) 平成25年度予算額	1,407 千円	財源	<table border="1"> <tr> <td>国・県補助金</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源( )</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>1,407 千円</td> </tr> </table>	国・県補助金	千円	その他特定財源( )	千円	一般財源	1,407 千円
国・県補助金	千円								
その他特定財源( )	千円								
一般財源	1,407 千円								
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]								
	<p>農家区長が1年間の出勤延べ日数102日×15,000円(1日の転作確認謝礼と同額) = 1,530,000円(ここには経済振興課の主な分だけであり、他にも農業委員の選挙権の取りまとめ、農業所得の取りまとめも行ってもらっている。) 1人当たり1,530,000円÷28人 = 54,642円 調整を図るため、均等割 45,000円×28人 = 1,260,000円 戸数割100円×1,470戸 = 147,000円 (戸数割 端数の4,642円×28÷全農家数で割ると、1戸につき100円となる。)</p> <p>※平成21年度から均等割5万円を4万5千円に減額</p>								
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等	[市単による上乗せがある場合は、その内容]							
		[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]							

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)		(9) 団体等の構成人数	人
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)			
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)			
項	目	積算根拠又は内容	金額
	市が事務局業務を行っている	人 × 千円 =	千円
	場所や備品、消耗品等は無償貸与している		千円
	有料施設等の減免を行っている		千円
	有料施設等の使用料の補助を行っている		千円
	その他		千円
(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由			

(13) 補助総合計 (5) + (11)	1,407 千円	(14) 補助総合計に占める人件費の割合	0.0 %
-----------------------	----------	----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
① 特定の具体的な事業に対する補助である。		日当又は事業毎の支払いは、事務量のかかなりの増大がおき、対応の困難が予想され、また、個別事業に個別に支払うよりはるかに安価で済んでいる。
補助対象事業・補助対象経費		水稻の生産調整業務、農業日誌・苗木・レンゲの種の取りまとめ・配布、各事業の行政のアンケート調査の配布・回収、現場立会、各種補助金等の取りまとめ、農家区内での回覧・掲示・説明会などの周知、各種申請のとりまとめ、農業祭出品物の案内・受付・回収、戸別所得補償制度の申請書の回収、記入方法の説明、国・市主催の農政説明会の参加、有害鳥獣捕獲業務、土地改良事業及び遊休農地活用事業、学校給食食材生産などの情報提供・依頼、各農家への案内・取りまとめなど
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。		○ 28農家区×45,000円(1人当たり) + 農家戸数1,292戸×100円(平成21年度実績)
補助率又は単価設定根拠		農家区長が1年間の出勤延べ日数102日×15,000円(1日の転作確認謝礼と同額) = 1,530,000円 1人当たり1,530,000円÷28人 = 54,642円 均等割45,000円×28人 = 1,260,000円 戸数割100円×1,470戸 = 147,000円 (戸数割端数の4,642円×28÷全農家数で割ると、1戸につき100円となる。) ※平成21年度から均等割5万円を4万5千円に減額
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。		○
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。		農政の協力関係は当面継続となることから終期の設定は行っていないが、内容に変更が生じれば、速やかに対応。
(終期を設定している場合) 終了年月日		
(3) 実績報告等		
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。		個人の活動で、特定の業務に対しての交付金ではないため、実績報告書は徴集していない。
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。		個人の活動で、特定の業務に対しての交付金ではないため、領収書は徴集していない。
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。		個人の活動で、特定の業務に対しての交付金ではないため、成果等を求める書類等の原本確認は行っていない。
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。		
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

### 3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	つながっている
〔上記のように評価した理由〕 農業施策が円滑に進むことにより、農地の保全と活用など農業の振興に寄与し、地産地消の推進と環境保全等に寄与する。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A	適合している
〔上記のように評価した理由〕 農業施策が円滑に進むことにより、農地の保全と活用など農業の振興に寄与し、地産地消の推進と環境保全等に寄与する。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
〔上記のように評価した理由〕 農業施策が円滑に進むことにより、農地の保全と活用など農業の振興に寄与し、地産地消の推進と環境保全等に寄与する。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	A	大いにある
〔上記のように評価した理由〕 市の業務の一翼を担っていただいている。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	B	ない
〔上記のように評価した理由〕 市が市内約1,200戸に直接執行は、現実的ではなく、また、委託先が区長以外に存在しない。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	A	達成されていない
〔上記のように評価した理由〕 農政に終了はなく、達成という概念はない。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A	認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A	期待できる
〔上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい)〕 行政の業務に協力いただいております。農政の業務遂行がスムーズに行われている。水稲の生産調整業務、農業日誌・レンゲの種の取りまとめ・配布、各事業の行政のアンケート調査の配布・回収、現場立会、各種補助金等の取りまとめ、農家区内での回覧・掲示・説明会などの周知、各種申請のとりまとめ、農業祭出品物の案内・受付・回収、戸別所得補償制度の申請書の回収、記入方法の説明、国・市主催の農政説明会の参加、有害鳥獣捕獲業務、土地改良事業及び遊休農地活用事業の情報提供・各農家への案内・取りまとめなど日当又は事業毎の支払いは、事務量のかなりの増大がおき、対応の困難が予想され、また、個別事業に個別に支払うよりはるかに安価で済んでおり、ガソリン代(交通費)や電話代(通信運搬費)等も自己負担で、補助金額以上の業務を行っていただいている。事務的業務の軽減も図れる。		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
有	判断理由	農業委員のような報酬は無く、行政が農業施策を遂行していくうえで農家区長の協力が無ければ立ちゆかず、各業務の遂行、各農家区内の多くの農家との連絡調整などにあたっていただいております、絶対に必要である。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

無	見直し時期	
	見直しの契機	
	見直し内容	[総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。]
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由	山間地域は遊休農地や有害鳥獣など他の業務が多発しており、一概に農家戸数で業務量の差が判断できないため。

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

山間地域は遊休農地や有害鳥獣など他の業務が多発しており、一概に農家戸数で業務量の差が判断できないため。

(8)今後の方向性は？

①	継続	判断理由	市の農政を遂行する上で、区長の果たす役割の必要性は重要である。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

#### 4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	1,384 千円	1,385 千円	1,385 千円	1,386 千円	1,388 千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	1,384 千円	1,385 千円	1,385 千円	1,386 千円	1,388 千円
交付件数実績	28	28	28	28	28
当該年度交付対象数	28	28	28	28	28
補助金交付・管理事務の人員費	66 千円				
職員従事者数(人・年)	0.0				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(H24年度末現在高)	千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

有の場合出資額

千円

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	0 千円	
大和郡山市	1,800 千円	活動資金
天理市	2,251 千円	集落農家戸数に応じて 50戸未満15千円、50戸以上20千円+1戸当300円
橿原市	1,080 千円	農家組合108×10,000円(報償費)
香芝市	812 千円	25地区実行組合×2万(固定)+戸数90円×1200戸+筆数割90円×1800筆+米粉作付推進事業4万

## 生駒市農家区長活動交付金交付要綱

### (趣旨)

第 2 条 この要綱は、本市の農業行政の円滑な推進に資するため、本市の各種農政事務事業を通して、農業振興に寄与している農家区長の活動に対して、予算の範囲内において交付金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成 20 年 10 月生駒市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、交付金とは本市の各種農政事務事業に係る連絡調整、協力活動等に対して農家区長に交付する農家区長活動交付金をいう。

### (交付金の交付対象)

第 3 条 交付金の交付対象者は、農家区長とする。

### (交付金の額)

第 4 条 交付金の額は、均等割の額と戸数割の額との合算の額とする。

2 前項の均等割の額は、4 月 1 日現在において存する農家区長 1 人につき年額 45,000 円とする。

3 第 1 項の戸数割の額は、4 月 1 日現在における当該農家区の農家戸数に 100 円を乗じて得た額とする。

### (交付金の交付申請)

第 5 条 交付金の交付を受けようとする農家区長は、農家区長活動交付金交付申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

### (交付金の交付)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、適当であると認めるときは、交付金を交付するものとする。この場合において、交付金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

### (交付金の返還)

第 7 条 市長は、交付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

1 この要綱に違反したとき、又は前条の規定により市長が付した条件に違反したとき。

2 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。